

2023年12月14日

各 位

会 社 名 シーズクリエイト株式会社
(コード番号 8921 TOKYO PRO Market)
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 富士夫
問 合 せ 先 取締役管理本部長 中津 貴志
T E L 03-6418-5145 (代)
U R L <https://www.cscreate.co.jp/>

自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による 自己株式の買付けに関するお知らせ

当社は、2023年12月14日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に応じた将来の柔軟な資本政策を遂行するため。

2. 取得の方法

本日 (2023年12月14日) の基準値段2,248円で、2023年12月15日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において買付けの委託を行います。(その他の取引制度や取引時間の変更は行いません。) 当該買付注文は、当該取引時間限りの注文といたします。

3. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	50,000株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 6.25%)
(3) 株式の取得価額の総額	112,400,000円 (上限)
(4) 取得結果の公表	2023年12月15日午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表する。
(5) その他	当社は、支配株主である当社代表取締役幸寿氏から、その保有する当社普通株式の一部をもって応じる意向を有している旨の連絡を受けております。

(注1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

(注2) 取得予定株数に対当する売付注文をもって買付けを行います。

以 上

(参考) 2023年12月14日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	800,000株
自己株式数	200,000株

4. 支配株主との取引に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

本自己株式取得は、当社の支配株主である当社代表取締役幸寿氏が売り手として参加することを予定したものであるため、支配株主との取引等に該当します。

当社が2023年10月26日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「当社は、支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。」

本自己株式取得は、以上の指針に基づいて決定されたものであります。

(2) 公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公平性を担保するための措置として、当社は、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、基準値段での本自己株式取得を行う予定です。利益相反を回避するための措置に関する事項として、支配株主と利害関係を有しない取締役5名（うち社外取締役1名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）のみで本自己株式取得に係る取締役会の審議及び決議を行っております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見

本自己株式取得に関する取締役会の決議に際しては、支配株主と利害関係のない社外取締役栗原 清氏、社外監査役 嶋田 雅弘氏及び社外監査役 八木 雄一氏より、本日付で、本自己株式取得は、以下のとおり公平性を担保する措置及び利益相反回避措置が取られていることから、少数株主にとって不利益ではない旨の意見書を得ております。

- ① 本自己株式取得が経営環境の変化に応じた将来の柔軟な資本政策の遂行を目的としていること。
- ② 本自己株式取得に係る取締役会の審議及び決議は、利害関係を有する幸寿氏を除いた取締役及び監査役のみで実施することとしており、意思決定過程の公正性の確保、利益相反を回避するための措置が取られていること。
- ③ 取締役会開催日の東京証券取引所TOKYO PRO Marketの当社普通株式の基準値段でもって、2023年12月15日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付の委任を行う方法によりなされる取引であるため、価格の公正性が担保され、かつ他の株主にも取引機会が平等に与えられており、取引条件の公平性が確保されていること。

以上